

岩手県種雄畜種付手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第30号

岩手県種雄畜種付手数料条例の一部を改正する条例

岩手県種雄畜種付手数料条例（昭和28年岩手県条例第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 前条の規定による手数料の額は、次に掲げる額の範囲内において知事が定める。</p> <p>(1) 牛 200円以上 <u>8,300円</u>以内</p> <p>(2)～(4) [略]</p>	<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 前条の規定による手数料の額は、次に掲げる額の範囲内において知事が定める。</p> <p>(1) 牛 200円以上 <u>9,800円</u>以内</p> <p>(2)～(4) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。